

基本理念と行動規範

特定非営利活動法人 やまがた市民後見サポートセンター（以下、「本法人」と言う。）は、障がい者等（以下、「本人」と言う。）の後見に係る活動を誠実に行うことを誓い、以下の基本理念と基本理念の実現に向けた行動規範を、会員の総意に基づきここに定める。

◇ 基本理念

1. 主体的な社会参加を支援すること。
社会的に平等な生活を享受し、本人の主体性や能力に応じて、社会参加できる機会の確保に努める。
2. 自己決定を尊重すること。
本人の自由な意思をもって、希望を最大限尊重できる環境の確保に努める。
3. 適正な財産管理を遂行すること。
本人の財産管理における代理権の行使には、職務の範囲内で適正かつ誠実に努める。
4. 日常の身上看護を重視すること。
身上看護を行うにあたっては、健康の維持を第一に、日常生活の支援に努める。

◇ 基本理念の実現に向けた行動規範

1. 基本理念達成のため、以下の具現化に努める。
 - ① 成年後見人等（後見人、保佐人、補助人）の受任体制は本法人とする。
法人後見として受任者を厳格に選定し、サポート体制を確立する。
 - ② 成年後見人等受任者（受任予定者を含む。）の資質向上を図るため、受任者実務研修、専門講座等を積み重ね有為な人材の育成に努める。
 - ③ 広く市民を対象に成年後見制度の広報活動を展開し、市民後見人養成講座の開設とホオローアップ研修を行い、市民の社会参加を促進する。
 - ④ 市民後見人としての社会的な存在意義と信頼を高めることは、本法人の重要な役割であり、会員一同、誠意を持って尽くすことに心掛ける。
2. 基盤拡充に向けた中長期的な基本目標を、以下により定める。
 - ① 本法人主催事業への市民参加を促進し、事業展開の活性化をはかる。
 - ② 本法人の啓蒙活動及び会員加入の促進をはかる。
 - ③ 信頼と期待に応える本法人を目指し、「認定N P O法人」を取得する。
 - ④ 財政基盤を確立するため収益事業も含め、各種助成事業の取り組みを進める。

平成 23 年 10 月 23 日

特定非営利活動法人 やまがた市民後見サポートセンター